

2012年11月8日
(平成24年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

不法投棄物の処理に係るコンピュータ処理について（答申）

2012年10月31日付けで諮問（第523号）された不法投棄物の処理に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

不法投棄防止監視カメラは、2007年7月から設置・運用を開始して現在に至っている。

これに先立ち2007年3月8日開催の藤沢市個人情報保護制度運営審議会に対し（1）条例第10条第4項及び第5項個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について（2）条例第18条コンピュータ処理について（3）条例第12条第4項及び第5項個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について諮問をし、2007年3月8日付け答申第242号で承認されている。

このたび、2007年7月から運用している不法投棄防止監視カメラも2013年3月でリース期間が満了することから、2012年度から新しい不法投棄防

止監視カメラを導入するにあたり安全対策及び日常的な処理体制が変更になるため、コンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会へ諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

現在、不法投棄防止監視カメラの画像については、当該カメラで撮った画像を、NTTドコモ、NTTぷらら、NTT東日本の回線を使い事務所に設置したパソコンに送信し、当該パソコン内に画像を保存している。

今回、不法投棄防止監視カメラシステムの更新を機会に、システムが複雑で、故障頻度が高く、保守に手間が掛かり、通信費用も多大に掛かっていた従来の方法を改善する。

新規の不法投棄防止監視カメラシステムは、国土交通省や環境省が採用している方法で不法投棄防止監視カメラの機器箱に設置したSDカードに画像が自動的に蓄積される方法を採用する。これにより、多大に掛かっていた通信費の削減や常時送信時に必要とされていた電気も不要になることから、太陽光発電のみで稼働することが可能になる。よって頻繁に必要なバッテリー交換も不要となり、画像の取込も不法投棄監視区域で不法投棄が発生した場合のみ行うことからメンテナンスフリーも図れる。

なお、画像の解析が不要な場合は、容量が一杯になった段階で古い情報から自動的に消去される。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

不法投棄防止監視カメラの画像データ

ウ システムの機器構成

機 種：スポットロン社製 アイパス IP

エ 設置箇所：不法投棄多発地域

オ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、SDカードは施錠できる専用の機器箱に収納してあること、また、専用の収納箱は取り外すことが出来ないように固定してあることで安全性が確保できている。パソコンは、不法投棄の処理を担当する事務所に配置しワイヤーにより固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードの設定をしており、監視カメラ管理責任者又は監視カメラ管理責任者の許可を得た者以外には利用ができないよう利用者を制限する。日常的な管理としては、条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと及び「藤沢市不法投棄対策監視カメラ運用基準」により、管理を行っていく。

証拠物件として司法警察へ提供した画像については5年保存することとする。また、監視カメラの画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以

外には使用しない。

(3) 実施時期（予定年月日）

2012年12月1日

(4) 提出資料

資料1「個人情報取扱事務届出書」

資料2「設置機種仕様及び設置図例」

資料3「設置場所」

資料4「藤沢市不法投棄対策監視カメラ運用基準」

資料5「刑事訴訟法第197条第2項に基づくガイドライン」

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断を
するのである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について次のように述べている。

現在、不法投棄防止監視カメラの画像について、当該カメラで撮った画像を、NTTドコモ、NTTぷらら、NTT東日本の回線を使い事務所に設置したパソコンに送信し、当該パソコン内に画像を保存している。

今回、不法投棄防止監視カメラシステムの更新を機会に、システムが複雑で、故障頻度が高く、保守に手間が掛かり、通信費用も多大に掛かっていた従来の方法を改善する。

新規の不法投棄防止監視カメラシステムは、国土交通省や環境省が採用している方法で不法投棄防止監視カメラの機器箱に設置したSDカードに画像が自動的に蓄積される方法を採用する。これにより、多大に掛かっていた通信費の削減や常時送信時に必要とされていた電気も不要になることから、太陽光発電のみで稼働することが可能になる。よって頻繁に必要なだったバッテリー交換も不要となり、画像の取込も不法投棄監視区域で不法投棄が発生した場合のみ行うことからメンテナンスフリーも図れる。

なお、画像の解析が不要な場合は、容量一杯になった段階で古い情報から自動的に消去される。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

ア SDカードは施錠できる専用の機器箱に収納しており、当該専用の収納箱

は取り外すことが出来ないように固定してある。

イ パソコンは、不法投棄の処理を担当する事務所に配置しワイヤーにより固定することで持ち出しを防止する。

ウ パソコンの操作を行う際にはパスワードの設定をしており、監視カメラ管理責任者又は監視カメラ管理責任者の許可を得た者以外には利用ができないよう利用者を制限する。

エ パソコンは、監視カメラの画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しない。なお、証拠物件として司法警察へ提供した画像については5年間保存する。

オ 日常的には、条例及び「藤沢市不法投棄対策監視カメラ運用基準」に従って、適正な管理を行っていく。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上